内閣衆質一七一第四三四号

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

河 洋

衆

議

院

議 長

野

平

殿

衆議院議員山井和則君提出新・要介護認定基準に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出新・要介護認定基準に関する質問に対する答弁書

一について

現在、 「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」 (以下「検討会」という。) において、 お尋ねの検

証方法を含め、 御議論いただいているところであり、現段階において、 検証方法の決定時期、 調査の実施

時期及び検証結果の公表時期についてお答えすることは困難である。

二及び三について

御指摘 の舛添厚生労働大臣の答弁は、 あくまでも平成十九年度の研究事業の結果について説明したもの

であり、 本年四月の要介護認定等の方法の見直しの影響については、今後、 検討会において、できるだけ

早急に検証することとしているところ、現段階において、 お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、 本年四月の要介護認定等の方法の見直しにより、 要介護状態区分等が変化し、 これまで受けてい

た介護サービスの利用量が変化するのではないかという不安が利用者にあることから、 当該見直しの影響

について検証を実施している期間中、要介護認定等の更新申請者が希望する場合には、 従前の要介護状態

区分等によるサービス利用も可能となるよう経過措置を設けている。